韮崎市告示第５４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、認可地縁団体羽根区自治会の認可事項について下記のとおり変更の届け出があったので、同条第１０項の規定により告示する。

令和８年１１月１８日

韮崎市長　内藤　久夫

１　主たる事務所

変更前　　韮崎市大草町上條東割７０１番地２　羽根公民館内

変更後　　韮崎市大草町上條東割７７３番地３　羽根公民館内

２　変更の年月日

令和８年１１月１２日

３　変更の理由

事務所移転による住所変更